

第1設問(1)

1 甲社は定款による株式の譲渡制限のある非公開会社である(会社法107条1項1号)。←おとり

2 (上記4の臨時取締役会は、取締役であるBが招集しているもの(366条1項)、Aに対する招集通知を欠いており、決議の効力が問題となる。
取締役会の週間前(368条1項)
~~臨時~~臨時取締役会の招集通知には、取締役会の目的である事項については記載しなくてはならないが、取締役は会社の運営管理について責任を負うものとして臨時に必要事項を取締役会で決議することと認められるため議題の記載は不要であり、この点について問題は無い。→おとり

第2問

(1) 瑕疵ある取締役会決議の効力

会社法において瑕疵ある取締役会決議の効力についての特別の規定は、私法の一般原則に従い、その決議は原則無効となる。もともとこの原則を貫くと法的安定性を害するおそれがあるので、瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められる特段の事情があるときは決議は有効になると考える。個人的には特にあつたので特段

本問における臨時取締役の議案は、Aを代表取締役から解職する旨のもので、Aは「特別の利害関係を有する取締役」にあたり、決議に加わることができない(369条2項)。したがってAが招集通知をうけて出席していたとしても要票数は賛成3名反対2名と変わらず賛成多数により可決されたと考えられる。

よって、瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められる特段の事情があるといえ、決議は有効である。

第2設問(2)

1 Aは甲社に対して月額幾らの報酬を請求するところができる。

(1)取締役の報酬は、おし盛りを防止するため、定款に定めなければ株主総会の普通決議により定めなければならない(361条1項)も、報酬等の総額の最高限度額のみを株主総会で定め、範囲内で取締役の個別の報酬額を取締役会に委任するとは上記趣旨に反しないため許される。

そして、いったん取締役の任期中の報酬額が定められた場合、それは取締役と会社との間の任用契約の内容となるから任期中に取締役の同意なく減額することは許されない。もっとも慣行により取締役の報酬額が役職ごとに決められており取締役が慣行を知り就任した場合には、任期中に役職が変更されたとしてもそれに伴い報酬も減額されることについて黙示に同意していると考えられる。

(2)本問において、甲社取締役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬額の総額の最高限度額の範囲内で取締役会の決議により役職ごとに一定額が定められていた運用がなされていた。このことから、Aは代表取締役から取締役になった場合、150万円から、50万円に減額されることについて黙示の同意があったと考えられる。

ところが、定例取締役会では20万円まで減額する決議がなされた。この決議の有効性が問題となる。

上記より、20万円に減額することについてはAの同意があったとはいえず、取締役会の決議により同意なく減額することはできない。以上より、Aは甲社に対して月額50万円の報酬を請求することができる。

→ 50万円に減額

第3設問2小問1

1、役員は株主総会決議によりいつでも解任することができる(339条1項)。
しかし、「正当な理由」がなく解任された場合、解任された役員は会社に対して解任により生じた損害の賠償を請求することができる(339条2項)。

Aの甲社に対する損害賠償請求は、339条2項に基づく「正当な理由」のない解任にあたるもの主張である。この請求は認められよう。

2、解任事由である海外事業の失敗は、Aの解任の「正当な理由」にあたるかが問題となる。

(1)取締役は、会社の事業活動に関する決定を行う際には、善良な管理者の注意をもちこれを行う義務を負い(330条、民法644条)、また定款・法令を遵守する義務(355条)を負っている。ここで、「正当な理由」とは、善管注意義務違反や法令違反の職務執行をした場合という。

事業経営は、リスクを伴うもので、事後的に損害が生じたからといって取締役の善管注意義務違反にあたるとはいえず、経営判断が委縮してしまうため、判断の過程に着目し、不合理な点がない限り取締役の広い裁量を認めなければならない。

(2) Aは、海外事業展開を行う際、必要かつ十分な調査を行い、その結果に基づき、伴うリスクを適切に評価した上で取締役会に諮問している。そして取締役会で賛成多数により可決されている。Aは、このことから、Aは、当時の状況において十分な調査と慎重な判断を行ったといえ、判断の過程に着目し、不合理な点はない。したがって善管注意義務違反はない。

また法令に違反したような事情もない。→よく分析はしてあり。

したがって、^{Aが}海外事業展開を主導して経営結果、失敗したという事由は、

取締役解任の「正当な理由」にはあたらない。

3 解任によりAが受けた損害はいくらか。

Aは取締役として月額50万円報酬を受け、任其月8年残り7月21日のことから、Aは、^{解任された日}残りの8年間で4800万円(50万円×12ヶ月×8年)の報酬を受け取るはずだったと分かる。

したがってAが解任により受けた損害は4800万円である。

4 以上より、Aは甲社に対し、取締役解任に「正当な理由がない」として、4800万円の損害賠償請求が出来る。

第4 設問2 小問2

Aが会社資金を流用しての行為は、職務の執行に關する「不正の行為」にあらず。

1. 役員解任の訴えの手続(854条)

Aが解任を求め、株主に対して総会を召集するよう要請する行為は、職務執行に關する不正の行為にあらず。^{よって}総会が定足数を満たさず流会となり、Aの解任に關する議案を付議できなかったが、実質的に解任を免れている。したがって「株主総会において否決されたとき」と同様の効果があり、これに類するものと同視できる。(下記で詳しく検討する)。

よって、甲社株主として100分の3以上有するBは、株主として株主総会の日から30日以内にA解任の訴えを甲社及びAを被告として^{185条}提訴することができる。訴えは、本店所在地の地方裁判所に行う(856条)。

2. ②について

854条の訴えは、「株主総会で否決されたとき」でなければならず、(854条1項)。本問は総会の定足数が満たさなかったため流会となっており、決議されていないことから、「株主総会に否決されたとき」とは認められず問題となる。

(1) 854条の趣旨は、不正な職務執行や法令・定款に違反する重大な事実があるにもかかわらず取締役と多数派株主との合意により解任できない場合に、少数派株主を保護することにある。

当該取締役の行為により株主総会を流会にして決議させるか、場合にも、上記趣旨は妥当する。したがってそのような場合には、854条1項を類推適用して訴えの提起を認めるべきである。→ 選任の

(2) 本問において、Aは旧知の仲である株主に総会を欠席するよう依頼して定足数とみたさないよう画策し総会を流会にさせたことにより、解任決議を免れている。

そこで、854条1項を類推適用して解任の訴えを提起する。

第5設問3

1. ①Cの甲に対する損害賠償責任

Cは甲社に対して423条1項に基づき損害賠償責任を負わなければならない。

423条の責任が認められる要件は④任務懈怠があること、⑤損害の発生⑥因果関係があることである。→ 本問では④と⑤は問題ない。(20点)

ア、大会社(2条65条)は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、またその他業務の適正を確保するために内部統制システムを整備する義務を負う(362条4項6号)。甲社の取締役会は内部統制システム構築の基本方針を決定し、これに従った体制を整備し運用しており、362条4項6号の義務を履行している。

イ、従業員であるEが水増し着服をして会社に損害を被らせていることから、Cには監視義務違反(366条2項2号)があるといえない。

取締役は、会社の業務を監督する職務を負っている。お、とも、お、の

業務について遂一監視する義務を負うわけではなく、分担された業務については、疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、適正に行われていると信頼することとが許され、監視義務違反の責任を負わない。

本問において業務が適正に行われているかを監視する法務・コンプライアンス部門はDが担当しており、Cは通報の報告が届くまではDの職務に疑念を差し挟むべき事情はなく、CはDの職務の適正を信頼してよい。そしてCは通報の報告を受けてすぐに調査を開始しており、監視義務違反はない。

②に於いてCには任務懈怠が認められず、423条1項に基づく損害賠償責任を負わない。

2 ② Dの甲社に対する損害賠償責任

Dは甲社に対し423条1項に基づく損害賠償責任を負わない。

(1) 任務懈怠責任

Dは法務・コンプライアンス部門を担当する取締役であり、通報があればそれを調査すべき職責を負う。

しかし、これまで通報のような不正行為がなく、会計監査人からの指摘がなかったため、調査する必要性が低いものように思える。しかし、水増しは、会計書類に表れる前の段階で工作できること、本件通報が実名によりなされたこと、信憑性があることから、何らかの調査は行うべきであつたと考えられる。それにもかかわらず、Eは信頼のあつる部下であるとのDの個人的判断により調査を怠っている。

②に於いてDには任務懈怠があるといえる。 ← 過失

(2) ④ 損害の発生と因果関係

1 甲社は乙社に対して工事代金残額3000万円を4月末に支払っている。
2 甲社は、Dが従業員の通報を受けてすぐに調査を行い、これは「水増しの事実が」
3 判明し、^{少額}残額の支払いが行われるか、と考える。

4 したがって、甲社はDの任職解除により3000万円の損害を受けている。

5 (3) また、Dには行うべき調査を怠ったことから過失がある。

6 以上より、Dは423条1項に基づき3000万円の損害賠償責任を負う。

以上

過失→損害の発生
検証した方がよい